

## 北区区政会議における運営状況の公表

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定及び同項に基づく市規則第5条第1項各号の規定に基づき、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る北区区政会議の運営状況を次のとおり公表します。

### 第1号関係

#### 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
岩本 康男	公募	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
笠井 あゆみ	公募	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
勝 千晶	北区青少年指導員連絡協議会 推薦	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
兼光 裕之	公募	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
岸本 恒夫	大淀東地域活動協議会 推薦	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
木下 真弓	公募	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
小玉 始	北区社会福祉協議会 推薦	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
高垣 ユキ子	北区民生委員児童委員協議会 推薦	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
渡島 清美	北区地域女性団体協議会 推薦	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
南埜 育子	公募	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
松田 清司	公募	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
三島 保	北区地域振興会 推薦	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
山田 貞夫	学識その他	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

### 第2号、第3号関係

#### 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
(第37回) 令和3年10月27日 (水曜日) 午後3時00分から 午後5時15分まで	北区役所 402・403号室	・区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項について ・区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項について	条例第5条第1項
(第38回) 令和4年3月2日 (水曜日) 午後3時00分から	北区役所 402・403号室	・区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項について	条例第5条第1項

午後 5 時 15 分まで			
(第 39 回) 令和 4 年 6 月 21 日 (火曜日) 午後 3 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで	北区役所 402・403 号室	・区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項について	条例第 5 条第 1 項

## 第 4 号関係

### 条例第 9 条第 1 項に基づき区長が講じた措置の内容

開催日	委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
(第 37 回) 令和 3 年 10 月 27 日 (水曜日)	子どもたちの夢づくり事業は引き続き、実施してほしいが、舞台関係以外に、絵画・書道・彫刻なども取り入れてほしい。	令和 4 年度は、子どもたちの夢づくり事業を実施し、舞台関係以外について、絵画コンクールを実施した。	条例第 9 条第 1 項
	地域の小さな公園で、防災訓練を実施してはどうか。戸建て・マンション問わずに参加され、共同防災のような意識が生まれ、共助につながる。また、子どもの見守りや防災教育にもつながる。	区民の自助・共助が広がるよう、身近な防災を考えるきっかけとなる「大阪北区ジシン本」の防災講座を、令和 3 年 3 月にうめきた外庭 SQUARE にて実施した。	条例第 9 条第 1 項
(第 38 回) 令和 4 年 3 月 2 日 (水曜日)	地域情報の発信を SNS アプリ等を活用されているが、高齢者の利用促進に向けたスマホ普及活動を取り組んでいただきたい。	令和 4 年度は、高齢者に対し SNS アプリ等を活用した情報発信を促進させるため、スマホ体験講座を実施した。	条例第 9 条第 1 項
	中高生以上の子どもに対して、区民カーニバルにてボランティアが出来る場を設けて欲しい。	令和 4 年度に実施した北区民カーニバル事業において、学生ボランティアが参画する仕組みを作り、イベントの企画・運営を通じて様々なボランティア体験ができる場を設けた。	条例第 9 条第 1 項

<p>(第 39 回)</p> <p>令和 4 年 6 月 21 日</p> <p>(火曜日)</p>	<p>地域防災に関して、地域のニーズと専門的なファシリテート能力が必要だと思う。</p> <p>区役所が地域へ出向き、防災の視点を交えながら、地域との関わりを支援し、保健師と連携した取組みを期待している。</p>	<p>避難所開設等において、地域課と健康課で連携し、地域の意見を聞きながら、令和 4 年度より配置された危機管理担当保健師を含め様々な視点を踏まえた訓練を実施した。</p> <p>また、小学校の防災訓練に保健師が参加したり乳幼児健診で防災の知識を広めたり、両課連携した。</p>	<p>条例第 9 条第 1 項</p>
---	--	---	---------------------

### 第 5 号関係

条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし。

### 第 6 号関係

条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

該当なし。